総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条中第十八号を第二十一号とし、第四号から第十七号までを三号ずつ繰り下げ、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　消防団員の階級及び服制に関する基準に関すること。

第百四十四条中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　消防団の装備の基準に関すること。

第百四十四条第一号の次に次の一号を加える。

二　地方公共団体における消防の組織に関する制度のうち消防団に係るものの企画及び立案に関すること。

第百四十六条中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、同条第二十六号中「第百五十二条第二項第一号及び第七号」を「第百五十二条第二項第七号」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条中第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とする。

第百四十七条第一号中「制度」の下に「（消防団に係るものを除く。）」を加え、同条第八号中「基準」の下に「（消防団の装備の基準を除く。）」を加え、同条第十号中「及び消防団員」を削り、「服制」の下に「並びに消防団員の礼式」を加える。

第百四十八条第二号中「（総務課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第四号中「消防法」の下に「（昭和二十三年法律第百八十六号）」を加え、同条第十三号中「第百五十二条第二項第二号」を「第百五十二条第二項第一号、第二号」に改める。

第百四十九条中第十五号を第十八号とし、第四号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　消防団員の階級及び服制に関する基準に関すること。

第百四十九条中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　消防団の装備の基準に関すること。

第百四十九条第一号の次に次の一号を加える。

二　地方公共団体における消防の組織に関する制度のうち消防団に係るものの企画及び立案に関すること。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「十三人」を「十二人」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

外務大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　安倍　晋三

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第二号中「オリンピック競技大会」の下に「、パラリンピック競技大会」を加える。

附則第七項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三